2013年4月16日

金沢市議会議長　横越　徹　様

日本共産党金沢市議員団

升　きよみ

森尾　嘉昭

広田　美代

競輪場外車券売場設置の許可申請をめぐる報告

―　経済産業省とのヒヤリングを行った内容について

　私どもは、昨日4月15日経済産業省と競輪場外車券売場設置の許可申請をめぐって、ヒヤリングを行いましたので以下、報告いたします。わが党の参議院議員井上哲士氏と共に、対応されたのは、経済産業局車両室課長補佐中山洋平氏と企画調整係長竹村稔氏です。

1経済産業省製造産業局長による｢場外車券発売施設の設置に関する指導要領について｣の内容と設置申請の際の書類などについて

1. 場外車券発売施設の設置・開設までのフロー図・・・別紙

に基づいて手続きが行われること。

1. 設置申請の提出書類は、自転車競技法施行規則の第14条1項２項に基づいて、経済産業大臣に提出すること。・・・・・別紙
2. 経済産業省製造産業局長による｢場外車券発売施設の設置に関する指導要領について｣は、あくまでも指導要領であり、「場外車券発売施設の設置の許可申請に当たっては、必要に応じ、当該場外車券発売施設の設置場所の所在する町内会等又は地方自治体の長の同意を得る等の地域社会との調整を十分行ったことを証する書面を提出するよう求めること」との内容については、いわゆる同意書については、決まった書式はないこと。町内会とは、設置場所の町内会とともに、設置場所への導線に係わる町内会も含めていること。などを明らかにしました。

2　2011年8月2日金沢市にあるゼノンビル管理会社社長が経済産業省に設置認可申請を行い、翌年5月21日経済産業省が不許可したとのことについて。

1. 許可申請から9ヶ月を経過したのは、具体的に内容を精査し、総合的な判断を行うために一定の時間が用したためとしました。
2. 不許可としたのは、「書類の不備があった」との表明があり、具体的には、何を指すのかとの点については、金沢市長の同意文書の印が私印であり、公印でなかった点について、設置申請者に補正を求めたことを明らかにしました。
3. 場外車券発売施設の設置・開設までのフロー図に基づいて、現地確認調査が行われたのかとの点について、調査の上明らかにできるか検討したいとのことでした。

3　今後の課題としては、2011年7月19日山野市長が「設置に同意します」との署名、捺印したことをめぐって、その経過と責任について、さらに、明らかにしていくことが求められるものです。

　なお、4月16日東京新橋にある会員制場外車券売場「ラ・ピスタ新橋」を視察してきました。